

## 動物用医薬品

2023年6月改訂(第12版)

2022年4月改訂(第11版)

貯法 室温保存

## 合成抗菌剤

指定医薬品 使用基準

承認指令書番号 25動薬第940号

販売開始 2001年7月

# 水産用パラザン®10%

### 【本質の説明又は製造方法】

本剤は、キノロン系合成抗菌剤であるオキシリン酸を有効成分とする養殖魚類向けの散剤である。オキシリン酸は、グラム陰性菌および一部のグラム陽性菌に対して抗菌作用を有し、本剤感受性の細菌による感染症に効果が期待できる。

### 【成分及び分量】

品名	水産用パラザン10%
有効成分	オキシリン酸
含量	1g中 100mg

### 【効能又は効果】

オキシリン酸感受性菌に起因する下記疾病魚類の死亡率の低下

スズキ目魚類：類結節症

ニシン目魚類（但し、アユを除く）：せつそう病、ピブリオ病

アユ：ピブリオ病

コイ目魚類：エロモナス病

ウナギ目魚類：ひれ赤病、赤点病、パラコロ病

### 【用法及び用量】

魚体重1kg当り本剤下記1日量を飼料に混じて経口投与する。

スズキ目魚類：類結節症には	0.1～0.3g	5～7日間
ニシン目魚類（但し、アユを除く）：せつそう病には	0.05～0.1g	5～7日間
ニシン目魚類（但し、アユを除く）：ピブリオ病には	0.05～0.2g	3～5日間
アユ：ピブリオ病には	0.05～0.2g	3～7日間
コイ目魚類：エロモナス病には	0.05～0.1g	5～7日間
ウナギ目魚類：ひれ赤病には	0.05～0.2g	4～6日間
ウナギ目魚類：赤点病には	0.01～0.05g	3～5日間
ウナギ目魚類：パラコロ病には	0.2g	5日間

### 【使用上の注意】

(基本的事項)

#### 1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

(1)本剤は、スズキ目魚類の類結節症、ニシン目魚類(但し、アユを除く)のせつそう病及びピブリオ病、アユのピブリオ病、コイ目魚類のエロモナス病並びにウナギ目魚類のひれ赤病、赤点病及びパラコロ病を治療するために使用し、スズキ目魚類、ニシン目魚類、コイ目魚類若しくはウナギ目魚類以外の魚又は動物には使用しないこと。

(2)本剤は、必要量以上使用してもその治療効果は変わらないことから、本使用説明書の【用法及び用量】に従って正しく使用すること。

(3)本使用説明書の【用法及び用量】に定められている期間使用した後は、治療の効果の有無にかかわらず、本剤の使用を中止し、繰り返し使用しないこと。

(4)本剤は、病気の治療に必要な最小限の期間の使用に止めることとし、病気が治まった後は使用しないこと。

(5)本剤を放流用のアユに使用する場合には、放流河川の鮎釣り解禁前14日間は使用しないこと。放流河川の鮎釣り解禁後に放流する場合には、本剤使用後14日間は放流しないこと。

(6)本剤は、指導機関(家畜保健衛生所、魚病診断総合センター、水産試験場等)に相談の上使用すること。

(7)本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、スズキ目魚類、ニシン目魚類(但し、アユを除く)、アユ、コイ目魚類及びウナギ目魚類について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。

スズキ目魚類：食用に供するために水揚げする前16日間

ニシン目魚類(但し、アユを除く)：食用に供するために水揚げする前21日間

アユ：食用に供するために水揚げする前14日間

コイ目魚類：食用に供するために水揚げする前28日間

ウナギ目魚類\*：食用に供するために水揚げする前25日間

\* (食用に供するために水揚げする前25日間は飼育水の交換率が1日平均50%以上の条件におかれるもの)

(使用者に対する注意)

(1)本品の取扱い時には、防護メガネ、マスク、手袋、作業着等を着用すること。

(取扱い及び廃棄のための注意)

(1)開封後は、できるだけ速やかに使用すること。

(2)本剤の色に異常が認められた場合には使用しないこと。

(3)使用期限を過ぎたものは使用しないこと。

(4)本剤が他の養殖生簀(又は養殖池)に流入しないよう注意すること。

(5)使用済みの空容器等は、地方公共団体の条例等に従い適切に処分し、他に流用又は転用しないこと。

(6)誤用を避け、品質を保持するため、本剤を他の容器に入れかえないこと。

(7)本剤の保管は、直射日光、高温及び多湿を避けること。

(8)小児の手の届かないところに保管すること。

(9)本剤を廃棄する場合には、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体の条例等に従い適切に処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

(1)餌等に混合する際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないように注意すること。

(2)誤って本品を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。

(ウナギに関する注意)

(1)本剤をウナギに投与した場合は、食用に供するために水揚げする前25日間は、飼育水の交換率が1日平均50%以上の条件におくこと。この条件におくことができない場合には、体重10g以下の稚魚期のウナギに限って本剤を使用すること。

(2)成鰻に使用した場合は、出荷時の残留検査を実施すること。

**【包装】**

5kg(1kg×5)

**【製品情報お問い合わせ先】**

物産アニマルヘルス株式会社

〒541-0053 大阪市中央区本町2-5-7

<https://www.bussan-ah.com>

販売

**物産アニマルヘルス株式会社**  
大阪市中央区本町 2-5-7

製造販売元

**松村薬品工業株式会社**  
大阪府四條畷市中野本町 2 番 3 号

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤の副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。

230201

10-736180